

## 1. 情報共有について(6.1情報共有(計画16頁~))

- 能登半島地震において、発災後、情報共有がされず、家屋等の被害状況は石川県が発表している災害対策本部会議資料から日々把握していたが、被災市町のニーズを正確に把握できなかった。

⇒計画に基づき情報共有を行う。(計画修正なし)

## 2. 情報共有の内容について

- 道路、ライフライン、通信、宿泊、店舗営業等の情報

⇒県内の引継ぎで情報共有する。(計画修正なし)

⇒今後、一括して情報が集約され、関係者が皆閲覧できる災害対策本部資料、国のシステム(ISUT)、Googlemap等のツールの活用が必要と考える。

⇒今後、支援・受援自治体間の連絡方法の確認を行い、ツールを利用した情報伝達訓練等を実施する。

### 3. 人的支援の手順について(フロー図6.2-1b)

- 広域連携計画の発動について、誰が(幹事支援県か)、どう判断するか。  
⇒中部事務所が幹事支援県がどこであることを各県と共有する(現行計画に記載あり)
- 幹事支援県が被災したときのスキームを追加するか。  
⇒計画23頁 6.2人材、資機材の確保 24) 中部地方環境事務所は、幹事支援県が被災し、被災地の状況や必要な支援を把握できない場合は、幹事支援県と調整の上、幹事支援県に代わって支援を主導する。  
⇒南海トラフ地震では表10の支援体制は機能しないため、総務省が報道発表した「南海トラフ地震での応援自治体の組合せ」を資料編1 参考資料2 に新規追加。

### 4. 広域中間処理の手順について(既存の処理施設の活用フロー図7.3)

- 当初受入対象となっていた施設が、条件が追加され対象外となった事例があったため、事前に条件を設定してもらったうえで要請される内容に見直してほしい。  
⇒具体的な車両の仕様等について資料編2.様式集A表-3、B表-3への項目の追加を検討する。

- 広域中間処理にあたり必要な書類の作成手順の明記、雛形の作成  
覚書、廃棄物処理法に基づく協議や通知に関する書類、料金の覚書の作成や調整に関する内容がほとんど盛り込まれておらず、作成及び調整に時間を要したため、計画に追加してほしい。  
⇒様式を検討する。

## 5. 対口支援や全都清のプッシュ型支援との整理を優先すべき（参照：計画p64）

⇒11頁5.0連携体制の構築5）及び 15頁6.0連携体制の構築5）

中部地方環境事務所は、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月、環境省・防衛省）や人材バンク制度、D.Waste-Net、**総務省の応急対策職員派遣制度（対口支援方式）、全国都市清掃会議による収集運搬支援、民間団体等との連携体制を構築する。に修正。**

## 6. 特別交付税措置、費用負担（計画10頁）について

⇒10頁 4.3)広域連携に係る ⇒ 広域連携**計画**に係る

⇒資料編で特別交付税について整理する。

## 7. 浄化槽対応部署、その他関係部署などのリスト化が必要

⇒協議会構成自治体により資料編1 参考資料1 に新規追加。